

—医療と介護の連携—

住み慣れた地域で、 最期まで自分らしい暮らし



市の高齢化率は、31・6割（6月1日現在）。この数値は今後、さらに高まるとともに、医療と介護の両方が必要な人が増えることも見込まれています。

このため、市では、平成28年に三股町や都城市北諸県郡医師会と協働で都城市・三股町在宅医療・介護連携推進協議会（在宅ほんちネット）を設立。住み慣れた地域で、高齢者が最期まで自分らしく暮らし続けることができるよう、在宅医療・介護連携推進事業を推進しています。

今回は本事業を推進する「在宅ほんちネット」の取り組みについて紹介します。

◎問い合わせ

介護保険課 ☎23-2685

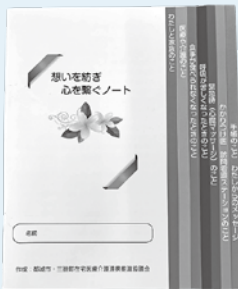
在宅医療・介護連携相談 支援センターの取り組み

「在宅ほんちネット」では、医療や介護の専門職のための相談窓口として在宅医療・介護連携相談支援センターを設置。在宅医療と介護を結ぶ拠点として地域の医療や介護サービス提供者の連携をサポートしています。

また、市民の皆さんを対象に、在宅医療や看取りなどをテーマに「し

注目 topic

都城市・三股町版エンディングノート 「想いを紡ぎ 心を繋ぐノート」



「在宅ほんちネット」では、都城市・三股町版のエンディングノート「想いを紡ぎ 心を繋ぐノート」を作成し、配布しています。ノートには、「自分で食事できなくなったときのこと」「呼吸が苦しくなったときのこと」などの項目ごとに、

希望する医療・介護の方法を記すことができます。

また、家族で「もしものとき」を考えるきっかけになるよう、治療やケアの際に難しい決断を行った本人や家族などのメッセージをまとめ、体験談集として配布しています。

元気なうちから、「最期をどのように過ごしたいか」「何を大切にしたいか」を考え、周囲の大切な人と話し合ってみませんか。

●配布場所 在宅医療・介護連携相談支援センター、各地区地域包括支援センター、介護保険課、市内や三股町内の医療機関

地域の医療・ 介護情報を発信

令和3年に、新しく「在宅ほんちネット」のホームページを開設。市

あわせ出前講座」を同センター職員が講師として実施。受講者には、エンディングノートを無料で配布しています。

問 在宅医療・介護連携相談支援センター（都城市北諸県郡医師会内）

☎090-4980-7830

※9時～16時対応。土・日曜日、祝日除く

【主な掲載内容】

- ・医療・介護資源マップ
- ・エンディングノートの紹介
- ・しあわせ出前講座

※地域の自治公民館などで開催する出前講座の内容を紹介

・在宅ほんちネットの活動紹介
※地域で開催した講演会や研修会を紹介



在宅ほんちネット
ホームページ



インタビュー



利用者

奥田 ミキさん
(庄内町)

腰椎の骨折後、歩行に支障が出たことから短期集中予防サービスを利用しました。利用前は不安

でしたが、スタッフの皆さんが親身になって接してくれたことで、安心して通うことができました。

サービス利用前は、自宅から公民館まで歩くのに3、4回は休憩が必要でしたが、サービス利用後の今は1回も休まずに往復できるようになりました。また、「こけないからだづくり講座」などに参加しながら今も継続して健康づくりに励んでいます。知人からも「元気になった」と言われ、短期集中予防サービスの利用が今の充実した生活につながっています。



インタビュー



リハビリデイサービス
暮らシャキッ(上水流町)

理学療法士
猿渡 大介さん

「ワンライフ(一度きり)の人生をイキイキ暮らす支援」をモットーに、病気や身体が不自由な人に体と

心を元気にする心のこもったリハビリを提供しています。

短期集中予防サービスでは、各利用者の目標と期間に合わせて、細かく段階を踏みながら、利用者に合わせて機能訓練などのプログラムの提供を行っています。また、サービス終了後、地域で元気に過ごせるよう、利用者に今後の過ごし方などの助言を行い、自らの健康づくりに役立ててもらっています。体力の衰えなど、身体に不安を感じる方は、半日体験などもありますので、気軽に相談ください。

—住み慣れた地域で暮らし続けるために—
「介護保険サービス」を紹介します

◎問い合わせ 介護保険課 ☎23-2685

通所型短期集中予防サービス

介護予防・日常生活支援総合事業は、全国一律の介護保険制度によるサービスとは異なり、地域の実情に応じて市独自の介護保険サービスを提供することができます。

その中で、市では、令和2年度から「短期集中予防サービス」を実施し、高齢者の介護予防に取り組んでいます。

理学療法士や作業療法士などのリハビリ専門職が、運動機能の評価を行いながら、デイサービスにおいて集団・個別プログラムによる機能訓練を3カ月間集中的に実施。
日常生活における困りごとを、自分自身で解決できることを目指します。

訪問型短期集中予防サービス

口腔機能や栄養状態の改善を目的に、歯科衛生士や管理栄養士などが3カ月間、利用者宅を訪問し、指導します。必要に応じて、他のサービスと組み合わせながら利用できます。

●対象者 ①②を満たす人

①要支援1・2または事業対象者

②サービスを利用することで、自立した生活が見込まれる人

●料金 無料(昼食代など別途必要な場合あり)

●期間 原則3カ月(最大6カ月)

サービス利用は

地域包括支援センターに相談ください

● 姫城・中郷地区

☎ 26-8339

● 妻ヶ丘・小松原地区

☎ 23-9712

● 五十市・横市地区

☎ 57-6767

● 祝吉・沖水地区

☎ 26-4212

● 志和池・庄内・西岳地区

☎ 45-4180

● 山之口・高城地区

☎ 29-1682

● 山田・高崎地区

☎ 45-8411